

「第 2 次ながおか男女共同参画基本計画」の改訂について

1 改訂の趣旨

「第 2 次ながおか男女共同参画基本計画」については、進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととしている。

現計画策定以降、国では「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」の施行等があり、これに対応した見直しが必要である。

また、現計画に掲載されている事業は平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間に取り組むもので構成しており、後期 5 年間の事業について検討が必要である。

これらの課題に対応するため、計画を改訂するものである。

2 改訂の基本的な方針

(1) 計画の総論

- ・「1 計画策定の背景」については、国・県の動き、統計及び市民意識調査の結果等、平成 28 年度時点での最新の状況に合わせ更新する。
- ・「2 基本的な考え方」については、現計画を踏襲するが、計画の体系等、見直しの状況に応じ修正する。

(2) 計画の各論

「基本目標」「推進方向」「主要施策」については、現計画を踏襲するが、見直しの状況に応じ修正する。主要施策に対応する事業については、平成 29 年度から 33 年度の内容に更新する。また、指標については、平成 33 年度の目標値に更新する。

(3) 他の計画との関係

- ・この計画は長岡市男女共同参画社会基本条例第 10 条に基づく基本計画であり、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定する市町村の基本的な計画である。また、「長岡市総合計画」の部門計画であり、「人権教育・啓発推進計画」等関連する部門計画と整合性を図る。
- ・DV 防止法に規定する市町村の基本的な計画である「配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画」と一体的に策定する。(現計画と同様)
- ・女性活躍推進法に規定する「女性の職業生活における活躍についての推進計画」に対応した計画とする。

3 策定体制

(1) 男女共同参画審議会

条例に基づき各専門分野について意見を求めるとともに、計画案を諮問する。

(2) 審議会以外からの意見聴取

市民意識調査（平成 27 年度実施）のほか、男女共同参画に関わる市民団体等の意見を聴取し、改訂の参考とする。

(3) 庁内体制

- ・男女共同参画政策推進会議（設置済）
- ・現計画の事業所管各課を中心に掲載事業の検討を行う。
- ・事務局は市民活動推進課男女共同参画推進室に置く。

4 策定スケジュール（予定）

年 月	内 容
平成 28 年 7 月	第 1 回 審議会 ・改訂方針 ・計画推進状況 ・市民意識調査結果 等
平成 28 年 10 月	第 2 回 審議会 ・改訂案中間報告、審議
平成 28 年 12 月	第 3 回 審議会 ・改訂案審議
平成 29 年 1 月	・パブリック・コメント
平成 29 年 2 月	第 4 回 審議会 ・パブリック・コメント報告 ・改訂案諮問・答申